

参照いただいた助成金パンフレット

「障害者納付金制度に基づく各種助成金のご案内」

「障害者の雇用支援のために」

「雇用関係各種助成金ナビゲーションブック」

※上記3種のパンフレットは、いずれも梅田の新阪急ビル8階の「ハローワーク事業主支援コーナー」に備えられています。ご利用ください。

障害者の雇用支援のための、国は各種の支援制度を実施していますが、今日はその中から雇用に関する助成金制度についてご説明します。

予めご説明しておきますと、障害者の雇用に関しては法定雇用率というものがあります。この法定雇用率を上回っている企業が受け取る報奨金や調整金というものは、今日ご説明する助成金制度とは別のものをご理解ください。

さて、助成金制度には2つの大きな柱があります。

まず1つ目の大きな柱となるのは、障害者の雇い入れに係る賃金助成でございます。そしてもうひとつの柱は現在就業している障害者や、新たに雇い入れる障害者のために、より働きやすい環境づくり、つまり障害者が働きやすいように設備投資されたり、整備されたりするときの費用の助成金です。

まず、賃金助成のメインとなるのは「特定求職者雇用開発助成金」制度です。この制度は、新たに雇い入れられた障害者の賃金の1/2～1/4（企業規模や対象者の障害等級等によって異なります）を、1年間もしくは1年半にわたり補助していく助成金制度です。

もうひとつの賃金助成として、「試行雇用奨励金」を挙げておきます。高齢者や若年者と同様に、障害者にも「トライアル雇用制度」があって、3ヶ月のトライアル雇用期間中の賃金補助的なものとして障害者ひとりにつき月5万円を試行雇用奨励金として企業に支給させていただきます。

大きな柱の2つ目として挙げた整備等に関する助成金は、さまざまな助成制度がありますので、いくつかの例を挙げさせていただきます。

作業設備や福祉設備の設置に関してですが、例えば車いすに対応できるスロープを付けたり、移動の困難な障害者が社外に出なくても食事ができるような給食施設を設置したりすることによって一定の助成が行われます。

また、通勤が困難な障害者の雇用対策として、企業が通勤用自動車を購入したり駐車場を借り上げたりして通勤を容易にする対策を講じた措置に対しても助成されます。

「障害者の雇用支援のために」のパンフレットをご覧いただくと、たくさんの種類の助成金があることがおわかりいただけると思います。それら以外にも多くの助成制度があり、助成金の種類によって取扱機関が異なったりしてご不便をおかけしたこともあるかと思いますが、大阪ではそういったわかりにくさを解消するため、昨年4月から梅田の新阪急ビルの8階に助成金のワンストップ窓口となる「ハローワーク事業主支援コーナー」を開設いたしました。助成金の総合的な相談等ができますので、ぜひご利用ください。